



気温も下り過ごしやすい日が増え、秋が感じられるようになりましたね。みなさまはお月見をされましたでしょうか、今年は9月29日が満月だったようです。これからは紅葉かと思いますがネット情報ですと東京では11月頃が見ごろと予想されているようで、もう少し先になりそうですね。

～ インボイス 免税事業者等からの仕入れ ～

令和5年10月1日からインボイス制度が開始となりました。10月1日以降のお取引で、仕入れ先や外注先などがインボイス登録をしていない免税事業者等であった場合の経過措置についてご案内いたします。

◆ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の内容

『適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除を行うことができません。』とされています、但し一定期間は適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

原則、適格請求書等の保存していないものの仕入控除を認めませんが、期間限定で一定割合の仕入控除を認めますといった内容です。

【期間ごとの割合】

期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日 認められる割合：仕入税額相当額の80%

期間：令和8年10月1日～令和11年9月30日 認められる割合：仕入税額相当額の50%

◆ 経過措置期間中の処理イメージ

(例)

期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日 認められる割合：仕入税額相当額の80%

免税事業者であるA社から課税商品1,100円を仕入れ、その商品を2,200円で売却したケース

(購入者はインボイス登録事業者で原則課税とします。)

【消費税の納付額の計算】	税抜き金額	消費税額
売り上げた商品	2,000 円	200 円
仕入れた商品	1,020 円	80 円
差引消費税納付金額		120 円

現行の消費税率10%と経過措置で控除できる8%の差分2%は費用として認識されますので、法人税法上の所得計算（損金）に反映されることとなります。

【費用（損金）の金額】	9月30日まで	10月1日以降経過措置
売り上げた商品（収益）	2,000 円	2,000 円
仕入れた商品（費用）	1,000 円	1,020 円
差引利益	1,000 円	980 円

※簡易課税や小規模事業者2割特例の場合は、消費税の計算方法が異なります。

優経通信の令和5年4月号（VOL.135）に原則、簡易、小規模2割特例についての記事がございますので、再度御覧いただけると幸いです。

弊所ホームページから過去の優経通信を御覧いただけます。 <http://www.uk-g.co.jp>

知っここ! 「税務のマメ知識」

〈振込手数料の処理〉

振込手数料を先方負担で行うお振込み、振込手数料が当方負担で行われるご入金について、インボイス制度が始まったことにより経理処理が煩雑になる恐れがございます。

この場合の振込手数料の処理のケースが複数ございますが、買い手側と売り手側で処理方法を統一しておく必要があります。

【売り手側】

①売上対価の返還等（値引き・割り戻し）とする処理

売上返還等として処理し、振込手数料は1万円以下かと思いますので、少額な返還インボイスの交付義務免除の対象になりますので返還インボイスは交付せずに帳簿のみ保存する必要があります。

②代金決済上の役務の提供を受けた対価とする処理

支払方法の指定に係る便宜を受けたものとして、買い手から交付を受けた振込手数料相当額のインボイス（請求書や領収書等）と帳簿を保存する必要があります。

③支払手数料の立替払いとする処理

買い手が金融機関から交付を受けた振込手数料に係るインボイスと立替清算書等及び帳簿を保存する必要があります。また、お振込みが窓口・ネットバンキング・ATM いずれで行われたか、金融機関ごとでネットバンキングでのインボイスの対応が異なるなど保存が必要な書類が分かれます。

【買い手側と売り手側】

①～③のそれぞれの処理を選択して行うこととなりますが、売り手側と買い手側の処理を統一する必要があります。

買い手側では①、売り手側では②と異なる処理を選択すると、売り手側で必要なインボイスの保存ができないなどギャップが生じてしまいます。

売り手側と買い手側で処理を統一することが前提となりますが、お取引先ごとで選択する処理が違ってくると、会計処理が煩雑になってしまいます。

A社との処理は①、B社との処理は③、C社との処理は②、D社との処理は……

今までは振込手数料の先方負担、当方負担で単純な処理でしたが、A社は売上値引き、B社は立替金、C社は支払手数料で会計処理をする違いが生じ、また、仕入控除の摘要要件（書類及び帳簿の保存）の内容も異なることからチェック作業も増え煩雑になる恐れがございます。

『振込み手数料は振り込む側が負担』で揃えられるとよいのかもしれませんが。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
玄関や水回りのお掃除をすると運気が上がりそう。 食欲の秋、食べ過ぎにご注意ください。	天気の良い日にお散歩をすると運気が上がりそう。 スポーツの秋、怪我をしないように準備運動を忘れずに。	行ったことのないお店で食事をしてみると運気が上がりそう。 読書の秋、夜に読みふけ寝不足にご注意ください。	友人と食事をするると運気が上がりそう。 睡眠の秋、眠りすぎて腰が痛くならないようにご注意ください。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。